

**メロン世界新興国ソブリン・ファンド(愛称: 育ち盛り)
メキシコにおける新型インフルエンザの影響について**

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

今般、メキシコで検出された新型インフルエンザは世界的に感染が拡大しており、メキシコ経済に与える影響も心配されております。今後の運用方針等につきまして以下の通り、ご報告申し上げます。

【新型インフルエンザの感染が拡大】

メキシコを中心に感染が拡大している新型インフルエンザに関し、世界保健機関(WHO)は4月29日、世界的大流行(パンデミック)のリスクが高まっているとして、警戒レベルを「フェーズ4」から「フェーズ5」に引き上げました。最も被害の大きいメキシコでは、4月30日現在で170人以上の同インフルエンザ感染による死者が出ていると発表されております。

引き続き今後の感染状況を注視するとともに、メキシコをはじめ新興国に与える経済的な影響等についても慎重に見極めていく必要があると考えております。

【今後の見通しと運用方針】

新型インフルエンザ発生の影響から、メキシコに関しては20~30億ドル程度の観光収入減および輸出の減少を見込んでおり、GDPについても0.5%程度の引き下げ要因になるものと考えております。

このような状況下、当ファンドではメキシコ・ペソに対する投資比率を若干引き下げました〔12.5%(3月末時点)→10.5%(4月末時点)※〕が、これは短期的な見通しによるものです。

我々は「中・長期的にはメキシコへの投資は引き続き魅力的である」という見方を変えておらず、通貨配分は若干引き下げましたが金利は魅力的な水準にあるため、債券の国別投資配分については引き続き高め〔メキシコ国債組入比率 15.2%(4月末時点)※〕を継続していく方針です。

2003年にアジア地域を中心に感染が拡まったSARS(重症急性呼吸器症候群)発生時のケースでも、感染の終息後にはアジア経済が急速に回復を遂げたことから、今回のメキシコ経済に与える影響も中・長期的に見た場合には限定的なものになると考えられます。

SARS発生時のケースと比較して、今回の新型インフルエンザに対するWHOおよび各国の対応を見ると、情報伝達や防疫対策などが非常に迅速に行われていることから、事態の長期化は避けられるものと見ております。

また、メキシコ政府は昨年10月にFRB(米連邦準備制度理事会)との間で300億ドルの通貨スワップ契約を締結し、今年4月にはIMF(国際通貨基金)から470億ドルにのぼる緊急融資枠を確保するなど、同国の資金調達力への懸念は少ないと見ています。

メキシコ・ペソについては、中・長期的には安定的に推移するものと考えており、今後も同国において利下げが予想されることから、引き続き債券投資には魅力が高いと思われます。

このような環境下、今後も市場動向ならびに新型インフルエンザの感染動向を注意深く見守りながら、当ファンドの運用に努めて参る所存です。

※組入比率は5月1日現在の推定値を使用しています。

以上

＜ファンドのリスク＞

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。
したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 当ファンドの基準価額変動要因としては、主に「価額変動リスク」、「新興国への投資に伴うリスク」や「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

＜お客様にご負担いただく費用＞

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

■ 直接ご負担いただく費用

○お申込手数料:

3.675%(税抜 3.5%)を上限として、販売会社が定める申込手数料率を買付申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。

○ご換金手数料:ありません。

○信託財産留保額:ありません。

■ 間接的にご負担いただく費用

○信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 1.7325%(税抜 1.65%)の率を乗じて得た額とします。

○その他の費用

上記のほか、監査費用および信託事務諸費用、当ファンドの組入れ有価証券等の売買に係る売買委託手数料等が、信託財産より支払われますが、これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会]社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会